

グループホームこち 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(松山市指定 第 3890101482 号)

当事業所はご利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」以上で認知症と診断された方が対象となります。

◇◆ 目次 ◆◇

1. 事業所経営法人	1
2. ご利用事業所	1
3. 事業所の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生時（緊急時の対応）	6
7. 苦情等申立先	6
8. 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）	7
9. 情報公開について	8
10. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	8
11. 第三者評価について	9
12. 虐待防止について	10
13. 看取りについて	10

1 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 みかん会
(2) 法人所在地 愛媛県松山市星岡5丁目9番25号
(3) 電話番号 089-968-1992
(4) 代表者氏名 理事長 宮脇 敬
(5) 設立年月 平成28年6月20日

2 ご利用事業所

(1) 事業所の種類 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

平成 29 年 5 月 1 日指定 松山市 3890101482 号

(2) 事業所の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び共同生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、その能力に応じ安心と尊厳のある生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 事業所の名称 グループホームここち

(4) 事業所の所在地 愛媛県松山市志津川町 200 番地

(5) 電話番号 089-978-7553

(6) 管理者 氏名 渡部 翔太

(7) 運営方針

1 事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下、「サービス」という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、松山市条例の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対しサービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う

(8) 開設年月 平成 29 年 5 月 1 日

(9) 利用定員 2 ユニット各 9 人

3 事業所の概要

(1) 敷地および建物

敷地面積		2, 832 m ²
建物	構造	鉄骨造 2 階建
	延べ床面積	895. 16 m ²

(2) 居室等の概要

設備の種類	数	備考欄
食堂	2 室	
浴室	2 室	一般浴槽
便所	20 個所	
居室	18 室（定員 1 名）	2 ユニット
居間	2 室	

4 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職種	グループホーム ここち	デイサービス ここち	備考
管理者	1名		特養・ショート・グループホーム・デイを兼務
計画作成担当者	2名		介護支援専門員資格有1名 介護職兼務2名
看護職員	1名		介護職兼務1名
介護職員	18名(4名)		計画作成担当者兼務1名 介護支援専門員兼務1名 看護師兼務1名 事務員兼務1名

※共用しているデイサービスここちと一体的な人員配置とする。 () 内は非常勤

<主な職種の勤務体制>

従業者の職種	勤務体制	
管理者	常勤で勤務	
介護職員 (管理者)	早出 7:30 ~ 16:30	
(看護職員) (計画作成担当者)	日勤 8:30 ~ 17:30	
	遅出 10:00 ~ 19:00	
	夜勤 16:30 ~ 9:30	
	非常勤 週1~3日程度	

(2) 職務の内容

管理者

従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。また、(介護予防)認知症対応型通所介護計画(以下「通所介護計画」といいます。)を作成します。

計画作成担当者

利用者及び家族の相談を受けます。サービスの業務に従事するとともに、サービスの利用の申し込みにかかる調整の補助を行います。それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

看護職員

サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行い、利用者の静養のための必要な措置を行います。利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。

介護職員

通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。

5 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご利用者若しくはご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

サービスの種類	内 容
食事の介護	<ul style="list-style-type: none">栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 (ただし、食材料費は給付対象外です。)食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 17:00 ~ 18:00
排せつの介護	<ul style="list-style-type: none">利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
入浴の介護	<ul style="list-style-type: none">身体の清潔と心のリフレッシュのため必要に応じて個々に対応します。
健康・衛生管理	<ul style="list-style-type: none">協力医療機関と連携し健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。シーツ交換を適宜実施します。
その他自立に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none">寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none">当事業所は、入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。地域との交流の機会を確保することに努めます。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度・負担割合に応じた金額をお支払い下さい。

(1日につき) ※1割負担の場合

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円

※必要に応じ、以下のサービスが提供された時に、下記の料金が加算されます。

初期加算	医療連携 体制加算(Ⅰ)イ	看取り介護加算IV (死亡日以前31日以上45日以下)	看取り介護加算III (死亡日以前4日又は30日以下)	看取り介護加算II (死亡日以前2日又は3日)
30 円／日	57 円／日	72 円／日	144 円／日	680 円／日
看取り介護加算 I (死亡日)	退居時相談 援助加算	夜間支援体制加 算(Ⅱ)	若年性認知症利 用者受入加算	栄養管理体制加 算
1,280 円／回	400 円／日	25 円／日	120 円／日	30 円／月
認知症専門ケア 加算 I	認知症専門ケア 加算 II	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推進 体制加算	サービス提供 体制強化加算 I
3 円／日	4 円／日	20 円／回	40 円／月	22 円／日
サービス提供 体制強化加算 II	サービス提供 体制強化加算 III	入院加算		
18 円／日	6 円／日	246 円／日		

初期加算・・・入居した日から起算して30日以内の期間について算定。30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合にも算定。

医療連携体制加算・・・事業所の職員、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を配置し24時間連絡できる体制を確保し、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して説明し同意を得ている場合に算定。

退居時相談援助加算・・・(1回を限度) 利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、本人及びその家族に退居後の様々なサービスに関する相談援助等を行い、退居の日から2週間以内に居宅地を管轄する市町村又は地域包括センターに対し、居宅サービス等に必要な当該利用者の介護状況を文書で提供した場合に算定。

看取り介護加算・・・看取りに関する指針を定め、入居の際に利用者又はその家族に対して説明し同意を得ていること、また、指針の見直しを実績等を踏まえ適宜見直しを行っていること、さらに、看取りに関する研修を職員に実施していることで算定。看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日から45日以下について死亡月に算定(退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携加算を算定していない場合は算定しない。)

夜間支援体制加算(Ⅱ)・・・夜勤帯に勤務する介護従事者の数が基準に加えて常勤換算方法で1人以上配置されている場合に算定。

若年性認知症利用者受入加算・・・担当者を個別に定め、本人や家族の希望を踏まえたサービスを提供した場合に算定。

栄養管理体制加算・・・管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上おこなっている場合に算定。

認知症専門ケア加算(Ⅰ)・・・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上

① 認知症介護実践リーガー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置、20人以上の場合はさらに1名以上を配置されている場合

② 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施

認知症専門ケア加算（II） ・・・ 認知症専門ケア加算 I の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置

介護・看護職員ごとの認知症による研修計画を作成し、実施

（認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者に対し、上記単位いずれかを加算）管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に算定。

口腔・栄養スクリーニング加算 ・・・ 下記の場合 6 ヶ月に 1 回を限度として算定。

- ① 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。
- ② 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。

科学的介護推進体制加算 ・・・ 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、航空機能、認知症の状況その他の利用者的心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること、また、必要に応じて認知症共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで算定。

サービス提供体制強化加算

(I) ・・・ 下記①～③のいずれかに該当すること。

- (①介護・看護職員の総数のうち、介護福祉士が 70 %以上配置)
- (②介護・看護職員の総数のうち、勤続 10 年以上介護福祉士 25 %以上配置)
- (③サービスの質の向上に資する取組を実施している。)

(II) ・・・ (介護・看護職員の総数のうち、介護福祉士が 60 %以上配置)

(III) ・・・ 下記①～③のいずれかに該当すること。

- (①介護・看護職員の総数のうち、介護福祉士が 50 %以上配置)
- (②介護・看護職員の総数のうち、常勤職員が 75 %以上配置)
- (③介護・看護職員の総数のうち、勤続 7 年以上の職員が 30 %以上配置)

入院加算 ・・・ 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、1 ヶ月に 6 日を限度として算定。（ただし、入院の初日及び最終日は、算定しない。）

☆介護職員等処遇改善加算（I）

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。サービス利用料金（自己負担分）及び各種加算合計額の 18.6% に相当する介護職員処遇改善加算（I）が加算されます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス内容及び利用料金

種類	内容	利用料
おむつの提供	・利用者の状況に応じて提供します。	実費
食材の提供	・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。	朝食 250 円 昼食 550 円 夕食 550 円
家賃		1 ヶ月 42,000 円

光熱水費		1ヶ月 15,000円
管理費	・建物備品の維持管理、修繕費として使用します。	1ヶ月 4,000円
理美容サービス		実費
レクリエーション行事	・当事業所では、別添記載の行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。	・事業所外レクリエーションについて実費（交通費・入場料等）

（3）医療の提供について

＜協力医療機関＞

医療機関の名称	安城寺クリニック	みかんホームメディカルクリニック
院長名	俊野 敬英	室山 俊則
所在地	松山市安城寺町 1076 番地 5	松山市古三津 2 丁目 15 番 13 号
電話番号	978-2626	989-1520
診療科	内科	内科、整形外科
医療機関の名称	福角病院	岡田歯科医院
院長名	大森 克介	岡田 修
所在地	松山市	松山市太山寺町 880 番地 1
電話番号	979 - 5561	979 - 6482
診療科	内科	歯科

6 事故発生時（緊急時）の対応

- ① 事業所は、事業所業務の提供により事故が発生した場合（緊急の場合）には速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに、その内容について記録しておく。その他必要な措置を講ずるものとします。
- ② 事業所は、事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

7 苦情等申立先

- ① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口、連絡先、担当者の設置
相談、苦情に対する常設の窓口として相談担当者を置きます。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎを行います。

当施設ご利用相談室	苦情解決責任者 管理者 渡部 翔太 苦情受付担当者 事務所 伊藤 龍也 受付時間 每日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 受付方法 電話 089-978-7553 直接 グループホームここち事務所窓口
-----------	--

	書面 随時受付
--	---------

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ・ 苦情があった場合は、迅速に管理者が相手方に連絡を取り、面談などにより詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を聴取します。
- ・ 管理者が必要があると判断した場合は検討会議を行います。
- ・ 利用者及び家族からの苦情の内容、結果、改善事項等を記録し、その完結の日から5年間保管します。
- ・ 利用者及び家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行います。
- ・ 改善後の状況について確認を行います。

申し立て者 ⇒ 担当者又は受付者 ⇒ 苦情処理委員会 ⇒ 申し立て者

③ 苦情の申立先

当事業所で解決できない苦情は、愛媛県福祉サービス運営適正委員会に申し立てることができます。その他、松山市指導監査課、愛媛県国民健康保険団体連合会にも申し立てる事ができます。

松山市役所指導監査課	所在地 松山市二番町4丁目7番地2 電話番号 電話 089-948-6968 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日、祝日を除きます。
愛媛県国民健康保険 団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 電話番号 電話 089-968-8700 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日、祝日を除きます。
愛媛県福祉サービス 運営適正委員会	所在地 松山市持田町3丁目8番15号 電話番号 電話 089-998-3477 受付時間 午前9時～午前12時・午後1時～4時30分 月曜日～金曜日、祝日を除きます。

8 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）

当事業所は適正に個人情報を取り扱いいたします。

「個人情報に関する同意書」に記載されている事項以外で家族・本人の同意なしに個人情報を利用することはいたしません。

9 情報公開について

サービス内容に関する情報は社会福祉法人みかん会ホームページにおいて、介護サービス等の情報を公開しています。 URL <http://mikankai.com/>

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（14:00～17:30）を遵守し、必ずその都度職員に届出でください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
-------	---

外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備・器具の利用	事業者内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
宗教活動・政治活動	事業者内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業者内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

11 第三者評価について

実施	有
直近の実施年月日	令和5年6月23日
実施機関	特定非営利活動法人 JMACS
結果開示状況	令和5年7月の運営推進会議で報告

12 虐待防止について

当施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入居者の家族等入居者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13 看取りについて

当施設の看取り介護の指針について別紙の通り説明し、本契約をもって同意するものとします。

14 非常災害対策

第19条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。
- 3 消防法に準拠して、非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、事業所内の見やすい場所に掲示します。

令和____年____月____日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 愛媛県松山市志津川町 200 番地

事業者名 社会福祉法人みかん会

代表者名 理事長 宮脇 敬

事業所名 グループホームここち

説明者職名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて当事業所の職員から重要事項の説明を受け、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

代筆者住所 _____

代筆者氏名 _____

続柄 _____